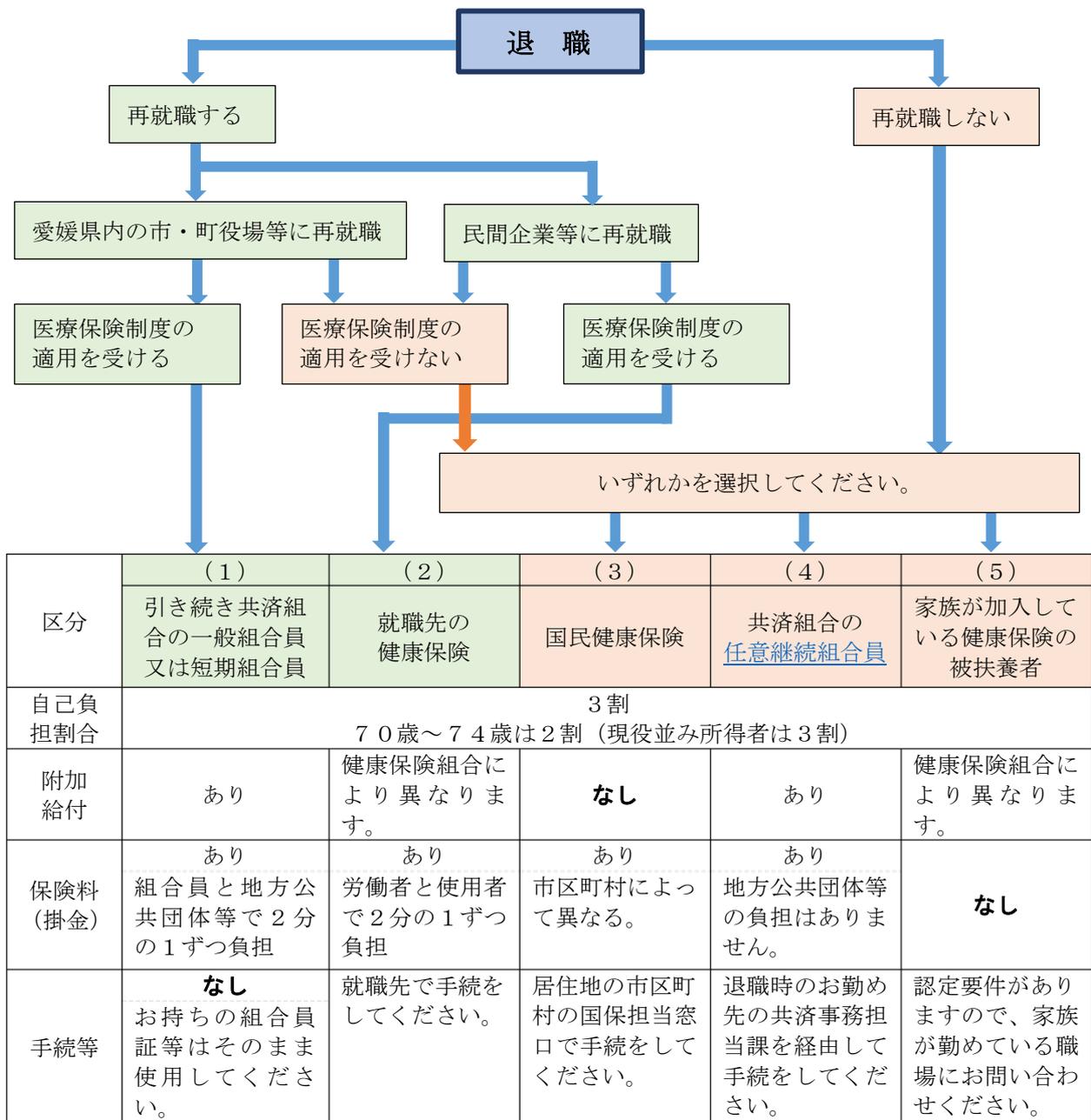


医療保険制度について

《医療保険制度の種類》

日本は国民皆保険制度であるため、何らかの医療保険制度へ加入しなければなりません。退職すると、退職日の翌日から組合員の資格がなくなりますので、次のいずれかの医療保険制度（健康保険）へ加入することとなります。退職後の生活設計に応じて異なりますので、下記チャートを参考に、ご自分にあった医療保険制度を選択してください。



※75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害の状態にあると認定された方は後期高齢者医療制度の被保険者となり、所得により自己負担割合が異なります。

(1) 引き続き共済組合の一般組合員又は短期組合員になる

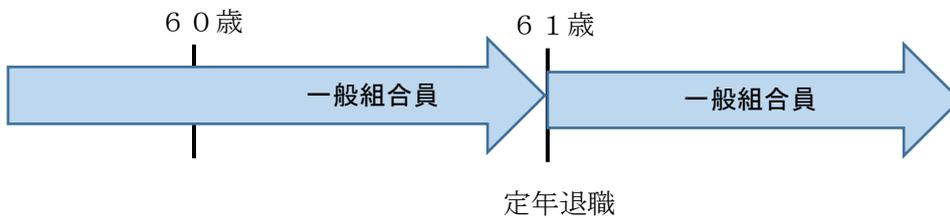
引き続き愛媛県内の市・町役場等の職員として勤務し、組合員の資格取得要件を満たす場合は、本組合の組合員となりますが、任用形態により、適用となる共済事業が異なります。

主な違いは年金制度となり、一般組合員となる場合は、第3号厚生年金被保険者として、引き続き共済組合の長期給付事業（厚生年金・退職等年金給付）が適用され、短期組合員となる場合は、第1号厚生年金被保険者として日本年金機構に加入します。

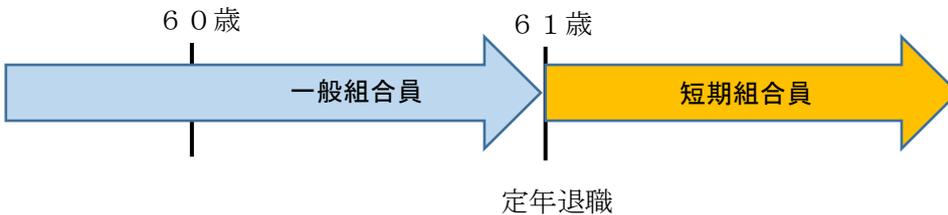
| 組合員種別 | 任用形態 | 適用となる共済事業 |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------|
| 一般組合員 | 常勤職員 ・再任用職員（フルタイム） | ・短期給付事業 ・長期給付事業 ・福祉事業 |
| 短期組合員 | 非常勤職員 ・再任用短時間勤務職員 ・会計年度任用職員 | ・短期給付事業 ・福祉事業 |

《例》

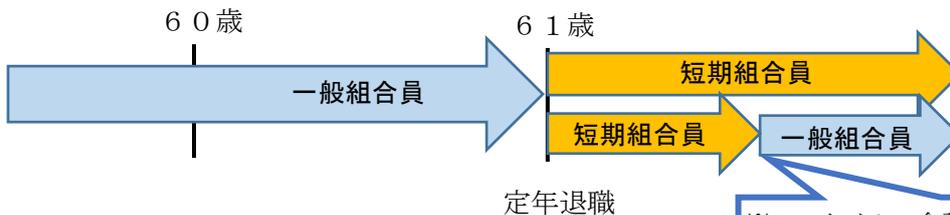
○定年退職後、引き続きフルタイムの再任用職員として働く場合



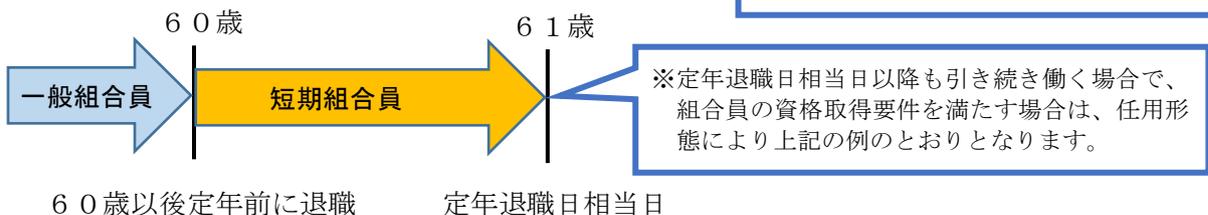
○定年退職後、引き続き再任用短時間勤務職員として働く場合



○定年退職後、引き続き会計年度任用職員として働く場合



○定年前再任用短時間勤務職員として働く場合



※お持ちの組合員証等は引き続き使用できます。

※貸付・物資の未償還金がある方は、退職の際に支給される退職手当から償還してください。

(2) 就職先の健康保険に加入する

退職後、社会保険等の適用事業所に引き続き就職し、健康保険等への加入要件を満たしている場合は、再就職先の健康保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合等）に加入します。

(3) 国民健康保険に加入する

いずれの健康保険制度にも加入していない方が対象となります。

保険料は、前年の所得をもとに、所得割、均等割、平等割等により算出されますが、算定方法が市区町村によって異なります。加入手続や保険料等については、お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当窓口でご確認ください。

(4) 任意継続組合員制度に加入する

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方（組合員期間は1年と1日必要。）が加入できます。詳細については、[《任意継続組合員制度》](#)をご確認ください。

(5) 家族が加入している健康保険の被扶養者になる

退職後、主として家族の収入により生計を維持される場合で、かつ被扶養者の認定要件を満たしている場合に、その家族が加入している健康保険の被扶養者となれる場合があります。

認定基準等の要件は加入する健康保険により異なるため、事前に認定要件を満たすか確認のうえ手続を行ってください。

ご注意ください！ 国民年金の種別変更について

●60歳未満の組合員の方が退職した場合

次の区分に応じて、国民年金の種別変更手続が必要となります。

| | | |
|---|-----------------------|--|
| ① | 再就職しない場合 (②③以外の場合) | 国民年金の第1号被保険者に変更となり、 国民年金の保険料の納付が必要 となります。 お住まいの市区町村役場で種別変更の手続きをしてください。 |
| ② | 再就職し引き続き厚生年金に加入する場合 | 引き続き国民年金の第2号被保険者となりますので、再就職先で手続きをしてください。 |
| ③ | 配偶者の被扶養者となる場合 | 国民年金の第3号被保険者に変更となりますので、配偶者の勤務先で種別変更の手続きをしてください。 |

●退職した組合員に60歳未満の被扶養配偶者がいる場合

組合員が退職後、上記(3)～(5)の医療保険制度に加入する場合は、その被扶養配偶者(60歳未満の者)は国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変更となり、**国民年金の保険料の納付が必要**となります。

種別変更の手続きについては、お住まいの市区町村役場でご確認ください。

参考 国民年金の被保険者の種別について

| | |
|---------|---|
| 第1号被保険者 | 20歳以上60歳未満の者で第2号第3号以外の方 (自営業・学生・無職の方等) |
| 第2号被保険者 | 厚生年金被保険者(会社等に勤めている方) |
| 第3号被保険者 | 第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方 |